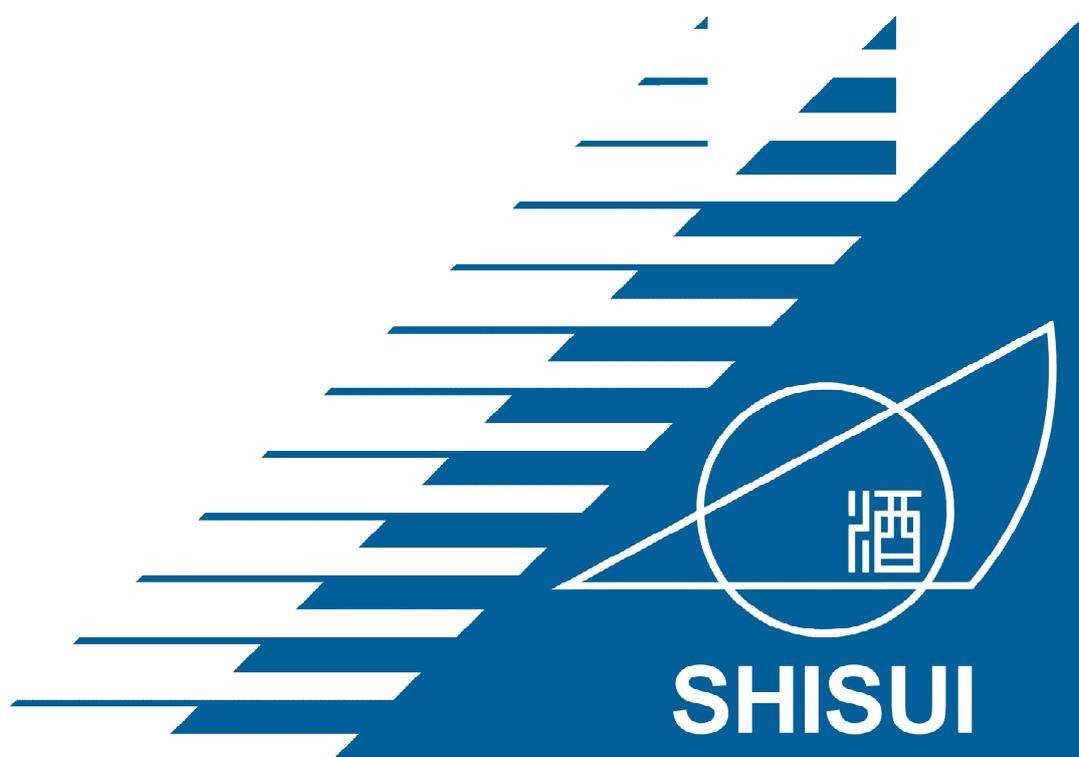


認可地縁団体ハンドブック
第4版



酒々井町くらし安全協働課

目 次

1	認可地縁団体とは	1
	①認可の目的	1
	②認可の要件	1
2	認可申請手続き	4
	①申請できる団体	4
	②申請できない団体	4
	③認可申請における提出書類	4
	④審査、認可、告示	5
3	認可告示後の義務	6
4	認可告示後の手続き	7
5	変更手続き	8
6	認可の取り消し、解散	9
	①認可の取り消し	9
	②認可地縁団体の解散	9
	③清算	9

様式等

申請様式等	10～19
規約・議事録・承諾書の参考例	20～27
関係法令等（地方自治法関係）	28～41
関係法令等（町印鑑登録関係）	42～47

1 認可地縁団体とは

日常生活において住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っている区や自治会を「地縁による団体」といいます。

地縁による団体は、法律上は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民の複数人名義」で不動産登記を行うほかなく、資産管理の面で、登記名義人の死亡後に相続人との間で所有権をめぐるトラブルや相続人が不明になってしまったり、名義人の債権者が不動産を差し押さえてしまったりといった問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、区や自治会（地縁による団体）が一定の手続きを行い、町の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。この法人格を得た区や自治会を「認可地縁団体」といいます。

不動産の所有を目的として認可を受けるものとして、不動産を所有しない場合は認可を受けることはできませんでしたが、令和3年5月に地方自治法が改正され、令和3年11月からは不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けられることとなりました。

また、令和5年4月には町内にある認可地縁団体同士の合併ができることとなりました。

① 認可の目的

- ・ 法律上の「任意団体」であるときに比べて、地方自治法に基づいた明確な「法人組織」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ・ 法律行為の主体として、認可地縁団体名でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。（会員個人の資産と、認可地縁団体の資産が明確に分けて管理されるようになります。）
- ・ 会員個人に万が一のことがあっても、認可地縁団体として保有している財産や活動はそのまま団体に継続されます。（任意団体の場合は、万が一、財産登記上の名義人がお亡くなりになった場合には、任意団体の保有する財産は名義人の遺族に相続となってしまい、その後の財産管理が煩雑になります。）
- ・ 実質的に区や自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、町に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。

② 認可の要件

認可を受けるためには、地方自治法第260条の2第2項に定める下記の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同作業を行うことを目的とし、現に活動を行っていることを認められること。

「地域的な共同作業」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会施設の管理運営や親睦行事など、一般的な区や自治会活動のことで、現に活動を行っていることを認められるには、過去2年以上の活動実績が必要です。

認可の審査では、総会に提出された前年度の活動実績の報告書のようなもので確認します。そのため、区や自治会が発足して2年未満の場合は認可できません。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「その区域」とは、容易に区や自治会の区域・範囲がわかる状態であることをいいます。

規約に定められ、大字（おおあざ）及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと町長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することも可能です。また、他の区や自治会の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

「その区域に住む人すべてが加入できると」という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。

「相当数」とは、その区域の全住民（区や自治会に加入していない人を含む）の過半数ですが、実際には3分の2以上を確保することを目標にしてください。認可申請に際し提出される構成員名簿により確認します。

- (4) 規約を定めていること。

認可を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

この規約には次の8つの事項を定めなければなりません。なお、8つの事項は必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

・ **目的**

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同作業を行うことを目的とします。住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理運営、防犯・防災活動、親睦行事など、区や自治会の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を具体的に定めてください。

・ **名称**

「〇〇区」「〇〇自治会」等、客観的にその地域が特定できるような名称が好ましいです。

「〇〇法人〇〇〇」等、法律に基づき設立した団体しか使用できない名称は使用できません。

・ **区域**

住民にとって容易に特定できることが必要で、大字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいものです。

また、団体の区域は、相当の期間にわたって存続している区域の現況とする必要があります。

- ・ **主たる事務所の所在地**

区や自治会の正式な所在地が、そのまま認可地縁団体の所在地になります。なお、「会長の自宅に置く」と定めることもできます。

- ・ **構成員の資格に関する事項**

区や自治会の区域内に住所を有するものは、すべて構成員になれること、正当な理由がなければ加入を拒むことができないことを必ず明記していなければなりません。

CHECK! ①

「構成員」とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢、国籍等を問わないものであり、構成員は世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、区や自治会の区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができですが、「全ての住民が構成員でなければ認可されない」ということではなく、「その相当数の者が構成員となっていれば認可される」ものです。

したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

CHECK! ②

区や自治会の区域にある法人や企業、組合等は「構成員」にはなれませんが、第2次的な参加者として区や自治会に対し様々な支援、協力を行う法人等を「賛助会員」として位置づけ、活動に参加してもらうのは可能です。

- ・ **代表者に関する事項**

代表者の選出方法、任期、職務等を定めます。

- ・ **会議に関する事項**

会議の種類、召集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

- ・ **資産に関する事項**

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等を定め、資産目録を作成します。(資産目録の参考様式はくらし安全協働課に用意してあります。)

CHECK!

保有財産の一部に、神社の祠や墓地など宗教的色彩の強い財産を保有していても、認可地縁団体は宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定(第20条第3項、第89条)との関係が生じることはありません。

また地方自治法においても特別の規定が設けられていないことから区や自治会の保有資産として認可されることは可能であると考えます。

2 認可申請手続き

「認可の要件」4つは、認可後も継続して満たしていかなければなりません。申請に向けて準備する段階で今一度、区や自治会の総会で審議し、長期的な観点に基づいて意思決定してください。

① 申請できる団体

地方自治法第260条の2第1項における「地縁による団体」です。地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されます。

地域的な協働活動を円滑に行う区や自治会が申請できます。

CHECK! ①

複数の区や自治会が「連合会」を構成している場合は、連合会内の区域において要件を満たせば「連合会」として認可地縁団体になることができます。

以前は複数の認可地縁団体が「連合会」を構成している場合は認可の対象になりませんでした。令和5年4月1日から町内にある認可地縁団体同士の合併が認められた（合併しようとする各団体の総会において、構成員の4分の3以上の賛成が必要）ため、合併による「連合会」として認可地縁団体になることができます。

CHECK! ②

一般的には大字（おおあざ）単位で1つの区や自治会がありますが、2つ以上の区・自治会がある場合は、それぞれの区や自治会の区域が明確になっていること、目的に沿った活動がされていることなど、地域の実情を見守りながら認可の判断を行います。

② 申請できない団体

次のような団体は、区や自治会であっても対象になりません。

- 特定の目的の活動だけを行う団体（同好会、スポーツ活動団体、環境美化活動団体など）
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）
- 法人格を得るために組織された「名前だけの団体」、区域の中できわめて少人数の者が組織する集まりのような団体

CHECK!

マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものなので、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても、直ちに認可対象とはなりません。

③ 認可申請における提出書類

認可申請を行う際には、以下の種類が必要です。

- (1) 認可申請書 → P10
- (2) 規約 → P20～P25
認可申請にあたって作成及び改正した、認可要件を全て含む規約であり、総会の承認を得たもの。
- (3) 認可申請をすることを総会で議決したことを証する書類 → P26
認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの。
- (4) 構成員の名簿 → P13
構成員全員の住所・氏名を記載した名簿。
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類。
事業報告書や決算書、事業計画書や予算書等、具体的な活動及び収支がわかる書類として過去2年分の総会資料。
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類 → P27
申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し及び承諾書に申請者本人の署名・押印のあるものの写し。
- (7) 区域を示した図面
区や自治会の区域が明確に分かるよう、住宅地図等を赤色で囲んで表示したもの。

④ 審査・認可・告示

申請書類一式が揃いましたら、くらし安全協働課活動推進班へ直接お持ちください。認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類等に不備があった場合は再提出を求めます。審査には1か月程度かかります。

審査後、認可された区や自治会が法人格を得たことを町長が告示します。告示することにより、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。

CHECK!

地方自治法第260条の2の趣旨は「市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となること」であり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの区や自治会と同様、住民が自主的に組織して活動するものであることは変わらず、町の行政権限を分担したり、町の下部組織とみなされるようなことはありません。

また、自治会活動そのものに町が介入することはありません。

3 認可告示後の義務

- ・ 年1回の通常総会を開かなくてはなりません。
令和4年8月20日から、総会を開催せずに書面又は電磁的方法（電子メール、Webサイト、アプリケーション等を利用した表決、磁気ディスク等の記録媒体を提出する）で決議をすることができるようになりました。

CHECK! ①

総会は、認可地縁団体の意思決定を行う最高機関であり、総会を開催しない場合は構成員同士の意見交換ができないため、構成員に対し、総会を開催しないことについて構成員全員の承諾を得る必要があります、1人でも反対がある場合は、従来どおり総会を開催しなければなりません。

つまり、(1) 総会を開催しないための承諾、(2) 議決事項の賛否、併せて2回の書面決議が必要となります。

なお、議決事項の賛否については、構成員の4分の3以上の賛成で可決したこととなります。

CHECK! ②

「総会を開催しないことについて構成員全員の承諾を得る」ことを最初から省略する場合は、議決事項に対して全員が賛成しない限り可決したことにならず、1人でも反対がある場合は、従来どおり総会を開催しなければなりません。

- ・ 常にその年の最新版の資産目録を1月から3月までの間（特に事業年度を設けている場合は、毎事業年度の終了時）に作成し、認可地縁団体の主たる事務所に備え付けなければなりません。
- ・ 常に最新版の構成員（会員）名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。（構成員の変更について、町への報告や届け出は不要です）
- ・ 特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・ 納税の義務が明確化されます。
- ・ 地方自治法に沿った適正な運営が必須になるため、認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続きに時間と手間がかかります。（任意団体のようなフットワークの軽さはありません）

CHECK!

認可地縁団体の構成員は、1人1個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

- ・ 代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度町への届け出や認証申請を行い、告示を受ける必要があります。
- ・ 破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。

- ・ 認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記簿に代わるもの）は、関係者に限らず誰でも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

4 認可告示後の手続き

- (1) 認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記簿に代わるもの）の交付
酒々井町長に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。
告示事項証明書交付請求書 → P16

CHECK!

町が所有する「地縁団体台帳」の写しを交付します。認可地縁団体に関して告示した全ての事項が書かれていますので、所有する財産、歴代代表者の住所・氏名が公表されます。

この請求は、関係者に関わらず誰でも請求することができます。

- (2) 印鑑の登録及び証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書が必要な場合は、次の手続きにより印鑑の登録及び証明を受けることができます。

酒々井町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年条例第17号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

●印鑑登録に必要なもの

認可地縁団体印鑑登録申請書（くらし安全協働課で配付）→ P17
印鑑登録を受けた代表者の個人の印鑑及び印鑑登録証明書 1通
登録する団体の印鑑

●印鑑登録証明書の交付請求に必要なもの

認可地縁団体印鑑登録書交付申請書（くらし安全協働課で配付）→ P18
交付手数料300円

- (3) 印鑑の登録廃止

認可地縁団体の印鑑を廃止しようとする場合、登録した印鑑をなくした場合は、廃止の申請が必要です。

●登録印鑑の廃止に必要なもの

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（くらし安全協働課で配付）→ P19
（廃止の場合）登録した団体の印鑑
（紛失の場合）代表者の印鑑

- (4) 認可地縁団体の合併

令和5年4月1日から、町内にある認可地縁団体同士の合併ができるようになりました。合併の手続きは「2 認可申請手続き(P4)」に準じた手続きを「合併しようとする団体」の代表者が行います。

●手続きについては、くらし安全協働課活動推進班にご相談ください。

5 変更手続き

(1) 告示事項の変更

① 代表者の氏名及び住所の変更

代表者の交代及び代表者の住所変更があった場合、町長に届けなければなりません。

この届出をもって変更の告示を行い、登記や契約等に必要となる「地縁団体台帳」の内容が更新されます。

●提出書類

告示事項変更届書 → P11

総会資料

新しい代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し及び承諾書に新しい代表者本人の署名・押印のあるものの写し

CHECK!

告示が必要であることから「地縁団体台帳」に町が新しい代表者を無断で記載することはありません。必ず届出書を提出してください。

② 規約の変更に伴う告示の変更

規約を変更したことで次に示した告示の内容に変更が生じた場合、変更届書の提出が必要になります。

この届出をもって変更の告示を行い、登記や契約等に必要となる「地縁団体台帳」の内容が更新されます。

- ・ 名称
- ・ 規約に定める目的
- ・ 区域
- ・ 事務所
- ・ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

●提出書類

告示事項変更届書 → P11

告示された事項に変更があった旨を証する書類（議案と議事録署名人の署名・押印した議事録の写しなど）

総会資料

(2) 規約の変更

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、町長に改めて認可を受けなければなりません。

認可を受けなければ、規約変更の効力は生じないことと定められています。

●提出書類

規約変更認可申請書 → P12

規約変更の内容と理由を記載した書類（議案）

規約変更を総会で議決したことを証する書類

総会資料、総会議事録の写し

6 認可の取り消し、解散

① 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合、町長は認可を取り消すことがあります。

- ・ 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・ 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ・ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ・ 構成員の多数が脱退し、地方自治法第260条の2第2項第3号の「相当数の者が現に構成員となっている」とは認められなくなったとき
- ・ 不当な手段により認可を受けたとき

CHECK!

認可地縁団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられますので、町長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

なお、分裂した後の自治会等が、その区域を見直した上で、改めて認可を申請すれば、町長は地方自治法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

② 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合、認可地縁団体は解散することになります。

- ・ 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ・ 破産手続を開始したとき
- ・ 認可を取り消されたとき
- ・ 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき（おおむね4分の3以上）
- ・ 構成員が相当数を満たさなくなったとき

●提出書類

認可地縁団体解散届出書 → P14

③ 清算

認可地縁団体が解散したとき、代表者または総会で選出された者は「清算人」として、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行います。

なお、実際に認可地縁団体が解散されていても清算が結了するまでは清算の目的の範囲内において、認可地縁団体として存続しているものとみなされます。

●提出書類

認可地縁団体清算結了届出書 → P15

年 月 日

（あて先）酒々井町長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

（あて先）酒々井町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

（あて先）酒々井町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(あて先) 酒々井町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 地 縁 団 体 解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により、当団体は 年 月 日をもって下記のとおり解散したので、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- 1 解散することについて総会で議決したことを証する書類
- 2 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 3 解散理由
 - (1) 規約で定めた解散事由の発生
 - (2) 破産手続開始の決定
 - (3) 認可の取消し
 - (4) 総会の決議
 - (5) 構成員が欠けたこと

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

清算した地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 地 縁 団 体 清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 清算の理由
- 2 清算終了年月日

告示事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

(あて先) 酒々井町長

請求者

住 所

氏 名

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の地縁団体の告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

1 地縁団体の名称 _____

2 主たる事務所の所在地 _____

3 証明書の通数 _____ 通

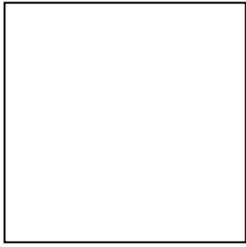
4 請 求 理 由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	（資格） 氏 名	（ ） 印	生年月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者	1 本人	代理人の住所
	2 代理人	代理人の氏名

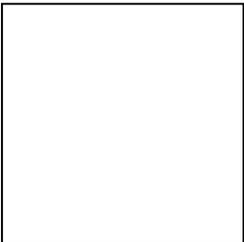
注意事項

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 「（資格）氏名」欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「（資格）氏名」欄の氏名の次には、当町において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 「申請書」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。
- 上記4を証する書類として、印鑑登録証明書1通を添付してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 1 本人 住所
2 代理人 氏名

注意事項

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格) 氏名」欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当町において登録されている代表者等の個人の印を「(資格) 氏名」欄の氏名の次に押印してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。
- 上記3を証する書類として、印鑑登録証明書1通を添付してください。

規約の参考例

酒々井町〇〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、酒々井町□□□〇〇番〇〇号から〇〇番〇〇号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、千葉県印旛郡酒々井町〇〇□番××号に置く。
(又は、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」でも可)

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より、〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 書記 〇人
- (5) その他役員 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、会務を記録する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) ○○○○○○○○
- (2) ×××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は

出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員の〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、酒々井町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

議事録の参考例

〇〇〇自治会 総会 議事録

1 総会の日時及び場所

日 時 年 月 日 午前・後 時 分から
場 所 〇〇集会所 会議室

2 総会の目的

令和〇〇年度役員選任の件及び認可地縁団体申請の件の議決

3 現在の会員数及び出席者数

- (1) 現在の会員数 名
(2) 出席者数 名 (書面表決者 名、表決委任者 名)

4 議長選出

立候補がいなかったため、会長により〇〇〇氏が選任され、総会の成立を宣言した。

5 議決事項

(1) 令和〇〇年度役員選任の件

次の方々が役員として選任されることが意義なく承認された。

会長	副会長	副会長
会計	会計	書記
書記	監事	

(2) 地縁認可団体申請の件

(3) 地縁認可団体の申請者を会長に選任する件

(4) 議事録署名人の選出

以上の(2)(3)(4)の事項については、出席者 名中 名の賛成により
可決された。なお、保留は 名、反対は 名であった。

以上議事録として確認します。

年 月 日

議長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

承諾書の参考例

令和 年 月 日

承 諾 書

〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇〇自治会総会において、選任された会長として同自治会の代表となることを受諾します。

〇〇〇自治会
会長 (署名) 印

参考：地方自治法（認可地縁団体に関する部分を抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号）

最終改正：令和4年5月20日法律第44号

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第2項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第269条の19の2にお

いて同じ。)により表決をすることができる。

④ 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の議決をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官

の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を

供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する。

第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

一 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

- ② 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

- 第260条の46** 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。
- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。
- 第260条の47** 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定す

る申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

参考：地方自治法施行規則（認可地縁団体に関する部分を抜粋）

（昭和22年5月3日内務省令第29号）

最終改正：令和5年3月10日総務省令第12号

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第18条の2 地方自治法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - 二 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項（土地改良法（昭和24年法律第195号）第76条の13第4項及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的

- ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第76条の13第3項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第76条の12第2項第五号の日又は同法第76条の13第1項
の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第100条の22第3項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第100条の20第2項第七号の日又は同法第100条の22第
1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合 (破産及び合併による場合を除く。)
- イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があつた場合 告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条及び第22条の2の4に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2 地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回路を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにより当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第22条の2の2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的記録によってしてはならない。ただし、当該申出をした全ての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第22条の2の3 地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2の4 地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第22条の2の5 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の3 地方自治法第260条の46第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第260条の46第1項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の4 地方自治法第260条の46第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第22条の5 地方自治法第260条の46第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

酒々井町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成18年6月20日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときにあっては、当該各号に定める者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 地方自治法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 地方自治法第260条の10の規定による特別代理人
- (4) 地方自治法第260条の24又は地方自治法第260条の25の規定による清算人

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面で自ら町長に対して申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録を申請する書面には、酒々井町印鑑条例（昭和56年酒々井町条例第18号）に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録)

第4条 町長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体について1個に限るものとする。

2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

(登録事項)

第6条 町長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら町長に対して申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 町長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により認可地縁団体印鑑登録原票を複写す

るものとする。

- 3 町長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録事項の修正)

第9条 町長は、地方自治法第260条の2第11項の規定による届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録を抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら町長に対して申請しなければならない。

- 2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、代表者等の個人印鑑を押印した書面により、直ちに自ら町長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- 2 町長は、前項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。
- (2) 地方自治法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として不相当と町長が認めることとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

- 3 町長は、前項第3号又は第4号により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

- 2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑

の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(手数料の納付)

第15条 認可地縁団体印鑑の登録証明手数料については、酒々井町手数料条例（平成2年酒々井町条例第1号）に定める手数料を納付しなければならない。

(酒々井町行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例の規定による処分については、酒々井町行政手続条例（平成9年酒々井町条例第1号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

酒々井町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

平成18年6月28日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、酒々井町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年酒々井町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（別記第1号様式）によるものとする。

(登録原票)

第3条 条例第4条の規定による登録は、認可地縁団体印鑑登録原票（別記第2号様式）によるものとする。

(登録証明申請)

第4条 条例第7条第1項の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（別記第3号様式）によるものとする。

(登録証明)

第5条 条例第8条第1項の規定による証明は、認可地縁団体印鑑登録証明書（別記第4号様式）によるものとする。

(登録廃止申請)

第6条 条例第10条の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（別記第5号様式）によるものとする。

(登録抹消通知)

第7条 条例第11条第3項の規定による通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（別記第6号様式）によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保管)

第8条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票を登録順に整理し、保管するものとする。

(書類の保存期間)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 登録を抹消した認可地縁団体印鑑登録原票 5年

(認可地縁団体印鑑登録原票の除票)

(2) 前号に掲げる書類以外の書類 2年

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第21号）
この規則は、令和5年10月1日から施行する。

認可地縁団体ハンドブック

初 版 平成31年2月発行

第4版 令和6年4月発行

酒々井町暮らし安全協働課

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

TEL：043-496-1171(代)

E-Mail：kyodo@town.shisui.chiba.jp